

競技注意事項

1 競技規則について

本大会は、2025年度(公財)日本陸上競技連盟競技規則及び本大会申し合わせ事項により実施する。

2 練習について

- (1)練習会場は陸上競技場内とスポーツ広場(グラウンド状況が不良の場合は不可)とする。
なお、スポーツ広場との往来については、交差点横断の際十分注意すること。(小学生以下の選手については、指導者等の付き添いをお願いしたい)
- (2)周回競技を行っていない時は、バックストレートで練習することができる。ただし、逆走、チューブ、ミニハードル等を使った練習は危険防止のため禁止とする。(周回競技開始5分前まで可能)
- (3)投げき物の使用は、安全な場所が確保できないため行わないこと。(公式練習のみとする)

3 招集について

- (1)招集場所は、ゴール付近のスタンド下に設ける。
- (2)招集は、競技開始時刻の30分前に開始し、20分前に完了する。
- (3)他の種目に出場していて招集時刻に間に合わない場合は、1種目目の招集時までに所定の「2種目同時出場届」を競技者係に提出すること。ただし、「トラック種目優先」とする。
- (4)やむを得ず出場種目を欠場する場合には、招集開始時刻までに所定の「欠場届」を競技者係に提出すること。
- (5)アスリートビブスは、所定の大きさのままで胸・背部両面に確実につけること。ただし、跳躍競技は胸部または背部のみでもよい。
- (6)トラック競技出場者は、腰ナンバーを受け取り、右腰部やや後方につけること。

4 競技の抽選、番組編成について

- (1)トラック競技のレーン順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載の順序による。
- (2)決勝進出、スポレク資格選考のために、判定写真を細部まで読み取り、着差の判定をする。それでも判定できないときは、同タイムの者(チーム)または代理人によって抽選する。

5 競技について

- (1)スパイクシューズのピンは、平行柱ピンまたは二段平行ピン、固定ピン、付け替えのできるニードルピン(円すい状のピンのみ)7mm以下のピンを使用すること。ただし、走高跳とやり投は9mm以下とする。小学生の靴底厚測定は行わない。
(使用できるピンの詳細については鳥取陸上競技協会ホームページ参照のこと)
- (2)トラック競技
 - ア スターターの合図は英語(イングリッシュ・コマンド)で行う。
 - イ 不正スタート1回で失格とする。ただし、小学生については一人が2回目で失格とする。
 - ウ レーンの競技においては、フィニッシュライン通過後も自分のレーン(曲線)にしたがって走ること。

- エ 小学生のスパイク使用は認める。(800mを除く)
- オ 小学生のスタートингブロック使用は、決勝のみ使用を認める。
- カ 小学生の800mは、スタート時からオープンで行う。
- キ リレーのオーダー用紙は、招集完了時刻の1時間前までに競技者係に提出すること。
- ク リレー競技に使用するマーカーは、1人1か所に限り使用することができる。マーカーは前走者が取り除くものとする。

(3) フィールド競技

- ア 競技場内の練習は、すべて競技役員の指示にしたがって行うこと。
- イ 跳躍の競技者は、助走路の外側に(走高跳は助走路内に各自が準備する)主催者が用意したマークを2個まで置くことができる。
- ウ 小学生の部の走幅跳、ジャベリックボール投は3回の試技とする。なお、ジャベリックボール投の試技は連続3回行い、記録のよい試技を計測する。
- エ 走高跳のバーの高さは、次の高さから跳躍を始める。(高さは5cmずつ上げていく)
(なお、コンディションにより変更することもありうる)

小学男子105cm	小学女子100cm
中学男子130cm	中学女子115cm
一般男子150cm	一般女子125cm

- オ 投てき用具は原則競技場に備え付けのものを使用する。

6 表彰・スポレクについて

- (1) 表彰については、小学生6位、中学生3位までの選手、高校・一般については1位の選手に賞状を授与する。
- (2) 小学生の部は、米子市選手権大会が第26回鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の米子市予選会となる。米子市在住の小学生の中から、トラック種目上位12名、フィールド種目上位6名が参加資格を得る。(後日、担当者よりチーム代表者に出場確認等の連絡を行う)
- (3) 第26回鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭一般の部の参加希望者は、9月10日までに米子市陸上競技協会事務局 高辻に申し出ること。(種目は100m、走幅跳、砲丸投の3種目のみ)(後日、担当者より出場確認等の連絡を行う)

7 その他

- (1) チーム責任者は、選手の健康状態を確認しておくこと。
- (2) 競技場の開門は7:00の予定。(歩行者に迷惑をかけないように開門まで待つこと)
- (3) 負傷に対しては、応急処置以外は責任を負わない。
- (4) 貴重品の管理は各自で行うこと。紛失の責任は負わない。
- (5) 盗撮防止の観点から、撮影制限区域を設ける。(スタンドの黄色い椅子より上部を許可する)